

## 豊橋市家具等てんとうむし補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市家具等てんとうむし補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、地震災害時における家具の転倒等を防止するため、新たに家具転倒防止器具等を購入し、取付ける者に対し、その経費の一部を補助することにより、もって、地震災害時の被害の軽減に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日時点で、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第82号）に基づく住民基本台帳をいう。）に記録されている者。

(2) 申請した日の属する年度内に家具転倒防止器具等を購入し、自ら居住する住宅内（本市の住民票にある住宅）において器具等の取付けを行った世帯主又は世帯員。

(3) 過去にこの補助金の交付決定を受けていない者。ただし、同一の住宅においての申請は一度までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 家具転倒防止器具等の購入に要した費用

(2) 家具転倒防止器具の取付けを業者等に依頼する場合は、その取付けに要する費用

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる費用を合計した金額が2,000円を超えない場合は、補助対象経費とししない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数金額は、切り捨てる。）とし、その限度額は、5,000円とする。ただし、予算で定める額の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ豊橋市家具等てんとうむし補助金事前申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請をする年度内において予算を超える場合は、これを行うことができない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、豊橋市家具等てんとうむし補助金交付決定通知書（様式2）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の交付の決定を受けた申請者は、家具転倒防止器具等の取付けが完了したときは、補助金交付決定通知書（様式2）の指令年月日から2か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊橋市家具等てんとうむし補助金請求書（様式3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支出内訳のわかる領収書等の原本又はその写し
- (2) 家具転倒防止器具等の取付け前後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(申請変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事前申請書（様式1）の内容を変更するときは、速やかに豊橋市家具等てんとうむし補助金変更承認申請書（様式4）に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、豊橋市家具等てんとうむし補助金変更決定通知

書(様式5)により補助申請者に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。